

第1章

大牟田市 第2次 環境基本計画とは

この章では、計画策定の背景や趣旨、計画の位置付けや対象期間など、大牟田市第2次環境基本計画の全体に関わる基本的な事項を示しています。



1. 大牟田市の現状

大牟田市の総面積は 81.55 平方キロメートルであり、北部から東部にかけて甘木山（91メートル）、稲荷山（181メートル）、上徳山（258メートル）、大間山（225メートル）、三池山（388メートル）、高取山（131メートル）等の低山が連なり、中央部から西部の干拓地へと有明海へ向かって平野が広がっています。



一方、河川は東部の低山地域を源流として、隈川、堂面川、大牟田川、諏訪川の4本の二級河川が有明海へと注いでいます。西部の臨海部には干潟が見られるほか、沖合いには初島、三池島の人工島があります。

気候は、年平均気温 15～16℃、年間降水量 1,900mm 前後の内陸型気候区に属しています。この気候を利用し栽培されるみかんは大牟田市の特産品となっています。

人口は昭和 30 年代半ばに 21 万人近くにまで達しましたが、以降、減少を続け、平成 23（2011）年現在、12 万人台前半となっています。当初、人口減少が始まった要因は、基幹産業の衰退等により転出が転入を上回る社会減によるものでしたが、平成元（1989）年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の影響も加わり、人口減少と高齢化が進行しています。

20 世紀以降の大牟田市は、石炭産業を中心とする鉱工業都市として日本の発展を支えてきました。その一方で公害が起こり、市民や事業者の努力によってその多くを克服してきましたが、未だ解決されていないものもあります。また、大量生産や大量消費など近年のライフスタイルの変化によって、地域のみならず地球規模での新たな環境問題も生じています。

2. 大牟田市環境基本計画について

本市では、平成 14 年 3 月に市の環境保全の基本理念となる『大牟田市環境基本条例』を制定し、この条例に基づき平成 23 年度までの 10 年計画として『大牟田市環境基本計画』を策定しました。

これまでの取り組みで、大牟田リサイクル発電所、大牟田市エコサンクセンター、大牟田市リサイクルプラザ、大牟田市東部環境センターなどの施設の整備や、ごみの有料指定袋・指定シール制度の導入や緑の基本条例の制定など、新たな施設・制度の導入について大きく前進しました。

またこの間、バイオマス混焼発電やメガソーラー発電、バイオマス水素など新エネルギー産業の誘致や大牟田エコタウンへの環境・リサイクル産業の集積も進みました。

一方では、環境評価活動プログラムを導入する事業所数や、環境活動団体数は伸び悩んだり減少傾向にあるなど、市民、市民団体、事業者、市におけるエコ行動（環境を守り、より良い環境をつくるための行動）のひろがりはまだ十分とはいえません。

市民、市民団体、事業者及び市の各主体がそれぞれの得意分野における発想や工夫を発揮して、互いに協働し、自主的・積極的に、良好な環境の保全及び創造を進めていく社会づくりが課題となっています。



大牟田市環境基本計画（平成 14 年 3 月策定）

●めざす環境都市像 循環と創造 快適環境都市 おおむた

《取組の基本理念》

《分野ごとの環境目標》

循 環

【目標1】全ての人ライフスタイルを循環型に転換する

共 生

【目標2】山と里地の自然を再発見し、自然と調和した行動をする

【目標3】海や川の多様な価値に気づき水と水辺を再生する

創 造

【目標4】まちの快適要素を増やし、快適阻害要素を減らす

【目標5】公害や新たな環境問題に対応し、環境汚染をなくす

参 加

【目標6】全ての人環境について学び、

行動しやすいまちの雰囲気を作る

協 働

【目標7】周辺自治体との共有課題への一体的取組や

国際協力をする

3. 計画の改訂にあたって

平成 14 年 3 月の大牟田市環境基本計画策定以降、国では「環境から拓く 新たなゆたかさへの道」をサブテーマとした『第 3 次環境基本計画』が平成 18 年 4 月に閣議決定され、今後の我が国における環境政策の展開の方向として「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などが示されました。

また、平成 19 年 6 月に閣議決定された『21 世紀環境立国戦略』では、21 世紀に人類が直面する最大の試練として、気候変動問題という「地球温暖化の危機」、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による「資源の浪費による危機」、開発などの人間活動による生物多様性の大幅な喪失という「生態系の危機」を『3 つの危機』として挙げています。持続可能な社会を構築するためにこの 3 つの危機に対し求められるのは「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現であり、これらを国内外の幅広い関係者の参加と協働のもと、一人ひとりの取組の輪を広げていくことが重要であると提言されています。

一方、本市では、平成 18 年 3 月に『大牟田市総合計画 2006～2015』を策定し、「いこい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の 3 つの都市像の実現をめざしています。

平成 23 年 3 月には、前期基本計画期間（平成 18 年度～22 年度）の情勢変化や時代の潮流を踏まえ、「市民生活の安定と質の向上」、「交流人口の拡大」、「生活圏域の一体的な発展」の 3 つの視点に留意した後期基本計画が策定されました。

これまで進めてきた環境基本計画の基本的な方向を引き継ぎながら、これらの背景を踏まえ、『大牟田市環境基本条例』に基づき『大牟田市第 2 次環境基本計画』を策定します。



大牟田市総合計画 2006～2015 （平成 18 年 3 月 基本計画策定）

●キャッチフレーズ やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた

●3 つの都市像

1.いこい、やすらぐ安心都市 / 2.活力と創意にあふれる産業都市 / 3.市民と歩む自立都市

●施策の大綱

1) 産業の振興 2) 都市基盤の整備 3) 生活環境の整備

第1章 2 計画策定の目的

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する取組を進めていくうえでの指針であるとともに、市民、市民団体、事業者、市の各主体が担うべき役割を明らかにするものです。

『大牟田市第2次環境基本計画』は、市の総合計画を上位計画とし、その実現を環境面から推進するとともに、『大牟田市環境基本条例』の基本理念に基づいて環境の保全及び創造に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。



大牟田市環境基本条例（平成14年3月制定） 抜粋

●目的（第1条）

この条例は、本市における良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球の環境保全に寄与することを目的とする。

●基本理念（第3条）

1. 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。
2. 良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない。
3. 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を営む上で極めて重要であることから、すべてのものがそれぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

●環境基本計画（第8条）

1. 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
2. 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
 - (3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3. 市長は、10年ごとに又は社会経済状況の変化等に柔軟かつ適切に対応していくために必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

3 計画の基本的事項

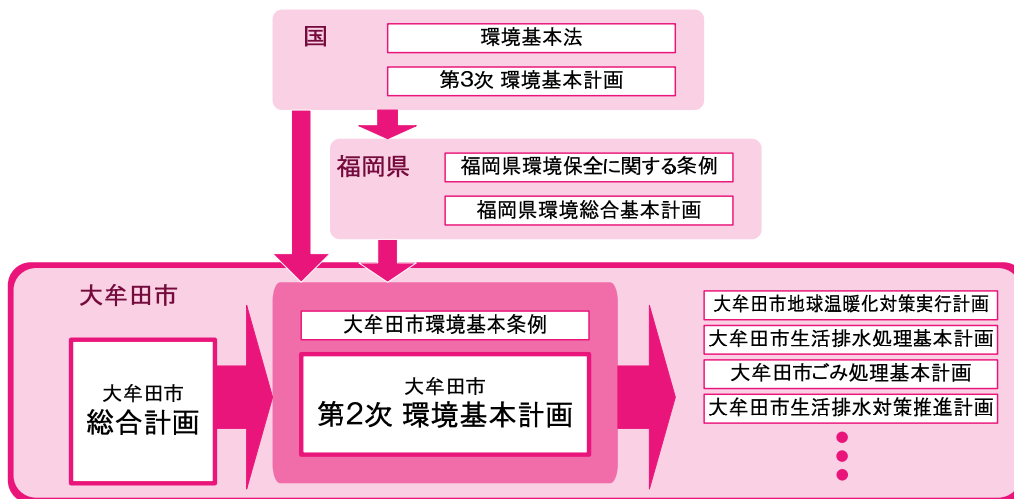
1. 計画の位置付け

『大牟田市第2次環境基本計画』は、『大牟田市環境基本条例』第8条に基づいて、本市のめざす環境像や分野ごとの目標、施策の大綱、配慮指針等について定める環境分野におけるマスタープランです。

なお、各分野における具体的な取組については、年度ごとに取りまとめる事業計画において明らかにしていきます。



大牟田市環境基本計画体系図



2. 計画の対象期間

計画の期間 ; 平成 24 年度(2012 年度)から平成 33 年度(2021 年度)

本計画の対象期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間とします。なお、環境や社会情勢の変化に適切に対応し、必要に応じて見直しを図っていきます。



3. 計画の対象地域

計画の地域；大牟田市全域

本計画の対象とする地域は、本市全域です。なお、市の環境は、周辺自治体とのかかわりも強く、課題によっては、国・県や関係自治体と協力して取り組んでいきます。

4. 計画の対象範囲

計画の範囲；生活環境、自然環境、文化環境、地球環境及び社会環境の各分野

本計画が対象とする環境は、生活環境、自然環境、文化環境、地球環境及び社会環境の各分野です。私たちのライフスタイルや身近な自然や地域から地球規模での環境まで、幅広く捉えていきます。

なお、計画を実効性のあるものとするためには、あらかじめ策定する施策の対象範囲を整理しておく必要があります。そこで本計画の対象範囲は、おおむね以下のとおりと設定します。



大牟田市環境基本計画の対象範囲

生活環境

産業公害及び都市生活型公害の防止と廃棄物対策を目的とします。



典型的公害指標
(大気/水質/土壌/騒音/振動/悪臭/地盤沈下)
廃棄物・リサイクル
など

自然環境

健全な自然環境を保全し、生物の生息・生育環境の保全と回復を目的とします。



緑地、水辺
生物(動植物)
など

文化環境

景観保全、歴史・文化遺産の保護などによる快適なまちづくりを目的とします。



景観、
歴史・文化
など

地球環境

地球規模の環境問題に対処すべく、国際的な取組へ協力・実践していくことを目的とします。



地球温暖化、
光化学オキシダント
など

社会環境

持続可能な環境保全活動に取り組める仕組みづくりを目的とします。



環境教育
環境保全活動
など

5. 計画の構成

本計画の構成は、計画の基本事項、めざす環境像、施策体系と数値目標、施策の展開、計画の推進の5章とします。

各章と大牟田市環境基本条例が規定する環境基本計画に定める事項との関係は以下のとおりです。



大牟田市第2次環境基本計画の構成と大牟田市環境基本条例の関係

